

インターネット接続サービス契約約款

目次

第1章	総則（第1条 - 第3条）
第2章	契約（第4条 - 第16条）
第3章	付加機能（第17条）
第4章	利用中止及び利用停止（第18条・第19条）
第5章	利用の制限（第20条）
第6章	料金等
第1節	料金（第21条）
第2節	料金の支払義務（第22条 - 第25条）
第3節	割増金及び延滞利息（第26条・第27条）
第7章	保守（第28条 - 第31条）
第8章	損害賠償（第32条・第33条）
第9章	雑則（第34条 - 第36条）

インターネット接続サービス契約約款

かつぬまケーブルネット

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 本事業は、この有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款(以下「約款」といいます。)、インターネット接続サービスに係る料金表(以下「料金表」といいます。)並びに甲州市勝沼町が別に定める料金により、インターネット接続サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 本事業主は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備。
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備。
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス。
6. インターネット接続サービス取扱所	(1)インターネット接続サービスに関する業務を行う本事業主の事業所 (2)本事業主の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	本事業主からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約。
8. 契約者	本事業主と契約を締結している者。
9. 契約者回線	本事業主との契約に基づいて設置される電気通信回線。
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの。
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備。
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備。
13. 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が電気通信設備であって、端末設備以外のもの。
14. 技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準。

15. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
------------	--

第2章 契約

(インターネット接続サービスの種類等)

第4条 契約には、料金表に規定する種類があります。

(契約の単位)

第5条 本事業主は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

第6条 インターネット接続サービスの最低利用期間は、工事日から起算して1年です。
2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、本事業主が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

(契約者回線の終端)

第7条 本事業主は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2 本事業主は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した本事業主所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 本事業主は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし本事業主は、本事業主の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、本事業主は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 本事業主は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 本事業主は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金をその他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) その他本事業主の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

第10条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類の変更の請求をす

ることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 本事業主は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、本事業主又は本事業主が指定した者が行います。

（インターネット接続サービスの利用の一時中断）

第12条 本事業主は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 前項の期間は1年未満とします。

3 電気通信回線の一時中断期間が1年を経過した後、新たに電気通信回線を休止または再利用の請求を行わない場合においてその1年を経過した日から起算してさらに1年を経過したときは、そのインターネット接続サービスは解除されたものとします。

（その他の契約内容の変更）

第13条 本事業主は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、本事業主は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（譲渡の禁止）

第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者が行う契約の解除）

第15条 契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを本事業主が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に本事業主所定の方法で通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、本事業主は、本事業主に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

（本事業主が行う契約の解除）

第16条 本事業主は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

（1）第19条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

（2）電気通信回線の地中化等、本事業主又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2 第19条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本事業主の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 本事業主は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 本事業主は、第1項に規定により、その契約を解除しようとするときは、本事業主に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第17条 本事業主は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第18条 本事業主は、次の場合にはインターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 本事業主の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。

(2) 第20条(利用の制限)の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、本事業主は、その料金に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 本事業主は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で本事業主が定める期間(そのインターネット接続サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったものに限り。以下その条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき(支払期日の経過した後、本事業主が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって本事業主がその支払の事実を確認できないときを含みます。)

(2) 契約の申込みに当たって本事業主、所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) 第35条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反しての電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は本事業主の提供する電気通信サービスにかかる電気通信回線設備を接続したとき。

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して本事業主の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する本事業主の義務の遂行若しくは本事業主の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 本事業主は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第5章 契約の制限

(利用の制限)

第20条 本事業主は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 インターネット接続サービスの利用者が、本事業主の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第6章 料金等

第1節

(料金の適用)

第21条 本事業主が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入料、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、本事業主が別に定めるところによります。

第2節 料金支払の義務

(利用料等の支払の義務)

第22条 契約者は、その契約に基づいて本事業主がインターネット接続サービスの提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能の廃止については、その廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。)については、本事業主が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたとき、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状	そのことを本事業主が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、48時間以降24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのイン

態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したとき。	ターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2 本事業主の故意又は重大な過失によりそのインターネット接続サービスをまったく利用できない状態が生じたとき。	そのことを本事業主が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等
3 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3 本事業主は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(加入料の支払義務)

第23条 契約者は、第8条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い本事業主がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

(手続に関する料金等の支払義務)

第24条 契約者は、約款に規定する手続の請求を本事業主が行いこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、本事業主は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第25条 契約者は、約款に規定する工事の請求を本事業主がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているとき本事業主は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について本事業主が、別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第26条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、本事業主が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第27条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として本事業主が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限

りではありません。

第7章 保守

（本事業主の維持責任）

第28条 本事業主は、本事業主の設置した電気通信設備を利用しての事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の適用範囲外ではありますが、出来る限り事業用電気通信設備規則に適合できる維持をできるよう努力します。

（契約者の維持責任）

第29条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するように維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第30条 本事業主は、本事業主の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、本事業主が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

（契約者の切り分け責任）

第31条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（本事業主が別に定めるところにより本事業主との保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が本事業主の電気通信回線設備に接続されている場合において、本事業主が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、本事業主に本事業主の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、本事業主が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は本事業主が指定する者が本事業主が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 本事業主は、前項の試験により本事業主の電気通信回線設備その他本事業主の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により本事業主の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第8章 損害賠償

（責任の制限）

第32条 本事業主は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、本事業主の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを本事業主が認知した時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、本事業主はインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを本事業主が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部

分に限りません。)について、48時間を超えた時点から24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(本事業主が契約ごとに定める毎月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日あたりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当事業主が別に定める方法により算出した額により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 本事業主の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 但し、その事由が伝送路上における無停電装置の不設置が理由である場合は、損害賠償は発生しません。

(免責)

第33条 本事業主は契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 本事業主は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが、本事業主の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害は賠償しません。

3 本事業主は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき本事業者が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、本事業者は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第34条 本事業主は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当初の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(理由に係る契約者の義務)

第35条 本事業主は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとする。

2 契約者は、本事業主又は本事業主の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作者等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとする。

3 契約者は、本事業主が契約にもとづき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときはこの限りではありません。

4 契約者は故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、本事業主が業務上の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本事業主が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、本事業主が契約に基づき、設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、本事業主が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(サービス提供区域)

第36条 サービス提供区域は、甲州市勝沼町内に限ります。

附則

(実施期日) この改正規定は、平成15年3月1日より実施します。

この改正規定は、平成16年11月26日より実施します。

この改正規定は、平成17年11月1日より実施します。